

社会福祉法人 こころの家族

ケアハウス故郷の家・京都

(特定施設入居者生活介護)

(介護予防特定施設入居者生活介護)

運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人こころの家族が開設するケアハウス故郷の家・京都（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護（要支援）状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。

2 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法等の主旨にそって、要介護者（要支援者）等の意思及び人格を尊重し、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアハウス故郷の家・京都
- ② 所在地 京都府京都市南区東九条南松ノ木町47

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者等の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 施設長 (管理者) 1名 兼務
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 常勤1以上
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- ③ 介護職員 常勤換算方法で7名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- ④ 看護職員 常勤1名以上
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 常勤1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- ⑥ 計画作成担当者 1名
利用者の状態を踏まえて、(介護予防) 特定施設サービス計画の作成等を行う。

第3章 入所定員及び居室数

(入所定員及び居室数)

第5条 施設の利用定員は40人とし、居室数は40室とする。なお、災害等やむを得ない場合はこの限りでない。

第4章 設備及び備品等

(介護居室)

第6条 事業所は、利用者の居室は、原則個室(定員1名)とし、ベッド等を備品として備える。但し、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることができる。

(一時介護室)

第7条 事業所は、介護を行うために適当な広さの部屋を確保するため一時介護室は設け

ない。

(食堂)

第8条 事業所は、利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子などの備品を備える。

(浴室)

第9条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設ける。

(便所)

第10条 事業所は、必要に応じて各部屋に便所を設ける。

(機能訓練室)

第11条 事業所は、利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備える。

第5章 特定施設サービスの提供

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第12条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第13条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する介護保険被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容)

第14条 利用者が自立した日常生活を営む事ができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。

2 事業所は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上適切な方法により、入浴させ、もしくは清拭を行う。

3 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 事業所はそのほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行う。

(介護予防) 特定施設サービス計画の作成)

第 15 条 事業所の管理者は、計画作成担当者に、(介護予防) 特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 (介護予防) 特定施設サービスの計画の作成を担当する計画作成担当者は、(介護予防) 特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

3 計画作成担当者は、利用者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、(介護予防) 特定施設サービス計画の原案を作成する。原案は他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載するものとする。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の立案について利用者に説明し、同意を得るものとする。

5 計画作成担当者は、(介護予防) 特定施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、(介護予防) 特定施設サービス計画の実施状況を把握するものとする。

(サービスの取り扱い方針)

第 16 条 事業所は、要介護状態（要支援状態）の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

2 サービス提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3 事業所は、サービスを提供するに当たって、(介護予防) 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

5 事業所は、従業者がサービスを提供するに当たって、利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行なわない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録して行うものとする。

6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、(介護予防) 特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(相談及び援助)

第 17 条 事業所は、常に利用者的心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(健康管理)

第 18 条 事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(利用料及びその他の費用)

第 19 条 指定施設入居者生活介護【指定介護予防特定施設入居者生活介護】を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護【指定介護予防特定施設入居者生活介護】が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該特定入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 事業所は、前 3 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

ア その他費用

- ① 特別な介護に要する費用
- ② 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
- ③ 滞在に要する費用
- ④ 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ⑤ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ⑥ 送迎に要する費用
- ⑦ 理美容代 実費
- ⑧ その他、指定特定施設入居者生活介護【指定介護予防特定施設入居者生活介護】において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

イ 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録物の複写代 実費

ウ キャンセル料

利用予定日の前日 17 時までに取り消しの連絡がない場合は、キャンセル料の支払いを受けるものとする。キャンセル料は 1 日分の利用料（食費）とする。

エ 生活支援費

預り金（現金）の管理として金銭出納が生じた場合、回数（日を単位）あたり 100 円を徴収する。

5 前項における費用の額におけるサービス提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（利用料の変更等）

第 20 条 事業所は、介護保険法その他関係法令の改正並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第 6 章 従業者の服務規程と質の確保

（従業者の服務規程）

第 21 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとする。服務に当たっては、常に以下の事項に留意するものとする。

（1）利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

（2）常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

（3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

（4）利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持に努めるものとする。

2 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく意見を付してその旨を京都市及び京都府に通知するものとする。

（1）正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（2）偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

（衛生管理）

第 22 条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（従業者の質の確保）

第 23 条 事業所は、全ての従業者（医療・福祉関係の有資格者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行うものとする。

- ① 認知症の利用者への対応及びケア
- ② 利用者のプライバシーの保護
- ③ 食事介助
- ④ 入浴介助
- ⑤ 排泄介助
- ⑥ 移動介助
- ⑦ 清拭及び整容
- ⑧ 口腔ケア
- ⑨ 利用者の金銭管理

（個人情報の保護）

第 24 条 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

(虐待の防止)

第 25 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第 7 章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第 26 条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 27 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第 28 条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 8 章 その他

(地域との連携)

第 29 条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力をを行うなど、

地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第30条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情処理)

第31条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、京都府国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、京都府国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

(掲示)

第32条 事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関)

第33条 事業所は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定める。

2 事業所は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定める。

(業務継続計画の策定等)

第34条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第35条 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月31日から施行する。